

議会運営委員会

令和5年5月23日
委員会室

1 開 会

2 第96回6月定例会の運営等について

(1) 定例会の日程等について

(2) 西脇市議会基本条例の一部改正について

関連：議案提出者について

西脇市議会基本条例（解説付）の一部改正について

西脇市議会報告会実施要綱の一部改正について

(3) その他

3 その他

(1) オンライン予算広聴会の在り方について

(2) その他

第96回西脇市議会6月定例会の日程等について

1 上程予定議案とその取扱いについて
(別紙のとおり)

2 日程及び会期等

(1) 日 程

5月25日(木)	午前9時30分から	議案説明会
30日(火)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議(第1日)
<u>《本会議終了後、資料請求打合せ》</u>		
31日(水)	正午	議案質疑通告締切・定期監査結果報告書に対する質疑通告締切
6月2日(金)	午前10時00分から	本会議(第2日)
5日(月)	午前9時30分から	総務産業常任委員会
8日(木)	午前9時30分から	文教民生常任委員会
9日(金)	午前9時30分から	予算常任委員会
12日(月)		委員会予備日
13日(火)	正午	一般質問通告締切
15日(木)	正午	討論通告締切
<u>(一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催)</u>		
20日(火)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議(第3日)
21日(水)	午前10時00分から	本会議(第4日)
22日(木)		予備日
23日(金)	午前9時30分から	議会運営委員会

(2) 会 期

5月30日(火) から 6月22日(木) までの24日間

3 会議録署名議員

第1日	2番	岸本	年裕	議員	9番	村岡	栄紀	議員
第2日	3番	藤原	哲也	議員	16番	寺北	建樹	議員
第3日	4番	杉本	佳隆	議員	14番	村井	正信	議員
第4日	5番	森脇	久夫	議員	13番	浅田	康子	議員

- 4 議案質疑・定期監査結果報告書に対する質疑通告締切
5月31日（水） 正午
- 5 一般質問通告締切
6月13日（火） 正午
- 6 討論通告締切
6月15日（木） 正午
- 7 その他
 - ・ 5月31日（水）
総務産業常任委員会 その他質疑締切
 - ・ 6月1日（木）
総務産業常任委員会 請求資料配布
 - ・ 6月5日（月）
文教民生常任委員会 その他質疑締切、請求資料配布
 - ・ 6月6日（火）
予算常任委員会 請求資料配布

※ 総務産業及び文教民生常任委員会の「その他」において、議会報告会関係の確認並びに「令和4年度の事務事業評価の実施事業」を報告
なお、今年度は、委員会の構成変更の予定があるため、「令和5年度の事務事業評価対象候補事業」については、12月定例会で報告の予定

(別紙) 第96回西脇市議会定例会 (令和5年6月)

【1】

議案等	件名	5月30日(火) 午前10時 本会議	6月2日(金) 午前10時 本会議	5日(月) 午前9時30分 総務産業	8日(木) 午前9時30分 文教民生	9日(金) 午前9時30分 予算	20日(火) 午前10時 本会議	21日(水) 午前10時 本会議	22日(木) 予備日
西監報第3号	例月出納検査の結果について(報告)	4月臨時会で報告済		(調査)					
西監報第4号	例月出納検査の結果について(報告)	〃		(〃)					
西監報第5号	令和4年度定期監査結果報告書	諸報告		(〃)					
報告第1号	令和4年度西脇市一般会計繰越明許費の繰越しについて	〃				(調査)			
報告第2号	令和4年度西脇市下水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて	〃				(〃)			
報告第3号	令和5年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業計画及び予算の報告について	〃			(調査)				
報告第4号	令和5年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業計画及び予算の報告について	〃		(調査)					
報告第5号	令和5年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について	〃			(調査)				
議案第39号	西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	提案説明	質疑～ 委員会付託	……○……	………	………	委員長報告 ～採決		
議案第40号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	……○……	………	………	〃		
議案第41号	西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	……○……	………	………	〃		
議案第42号	令和5年度西脇市一般会計補正予算(第2号)	〃	〃	………	………	……○……	〃		
議案第43号	令和5年度西脇市介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	………	………	……○……	〃		
議案第44号	令和5年度西脇市水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	………	………	……○……	〃		
議案第45号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明即決							
議案第46号	財産(企業誘致事業用地)の無償譲渡について	提案説明	質疑～ 委員会付託	……○……	………	………	委員長報告 ～採決		
委員会提出 議案第4号	西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	提案説明～即決							
陳情第1号	保育所・認定こども園の0歳児から2歳児の保育料の無料に関する陳情書	諸報告			(審査)		委員長報告 ・質疑		
—	文教民生常任委員会の特定所管事務調査の報告について	委員長報告							
—	西脇市議会議員の派遣について						議長提案・即決		
—	総務産業常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						委員長申出・ 即決		
—	文教民生常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	予算常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	議会運営委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	一般質問						○	○	

特に案件なければ削除予定

第96回市議会定例会提出議案の概要

◆議案第39号 西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正理由
人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対応業務に係る防疫手当の規定について、所要の改正を行うため。
- 2 改正概要
 - (1) 別表の防疫手当から新型コロナウイルス感染症対応業務の支給区分を削る。
 - (2) 附則に、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための防疫手当の特例を追加する。
- 3 施行期日
公布の日

◆議案第40号 西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正理由
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。
- 2 改正概要
 - (1) 軽自動車税
 - ア 燃費・排ガス試験不正行為により生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正行為を行った自動車メーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる。
 - イ 道路交通法の一部を改正する法律等において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車について種別割税率を規定する。
 - (2) 個人住民税
森林環境税の導入に伴い、個人住民税均等割に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収すること等について規定する。
 - (3) その他引用条項等の所要の改正
- 3 施行期日
公布の日（改正の概要(3)）
令和5年7月1日（改正の概要(1)イ）
令和6年1月1日（改正の概要(1)ア、(2)）
令和7年1月1日（改正の概要(3)）

◆議案第41号 西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による課税証明書の交付開始に伴い、所要の改正を行うため。

2 改正概要

利用者がコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機で課税証明書を取得する場合の手数料について、250円とする。

3 施行期日

令和5年12月1日

◆議案第42号 令和5年度西脇市一般会計補正予算（第2号）

- ・ 鉄道利用促進事業
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 障害者グループホーム新規開設推進事業
- ・ 子ども・子育て支援事業
- ・ 中小事業者物価高騰対策事業
- ・ 新庁舎周辺地域整備事業
- ・ 産業観光推進事業
- ・ リーディングDXスクール事業
- ・ 上記のほか、所要の補正（債務負担行為を含む。）

◆議案第43号 令和5年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- ・ 国県支出金等返納事業

◆議案第44号 令和5年度西脇市水道事業会計補正予算（第1号）

- ・ 普通財産（土地）処分に係る所要の補正

◆議案第45号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1 委員9人のうち1人が任期満了

西田 厚子（黒田庄町喜多） ⇒ 再任

2 任期

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（3年間）

◆議案第46号 財産（企業誘致事業用地）の無償譲渡について

1 提案理由

新庁舎周辺地域での商業誘導に伴い、公募により決定した優先交渉権者に企業誘致事業用地を無償で譲渡するため。

2 提案概要

(1) 土地の表示

ア 所在・地番 西脇市下戸田字時ノ堂下 666番1

イ 地目・地積 宅地1,174.03平方メートル

(2) 譲渡の方法

公募により決定した優先交渉権者との随意契約

(3) 譲渡の相手方

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 株式会社ハローズ

3 その他

(1) 譲渡契約締結後、契約の相手方が建築物の解体工事を実施することとし、解体工事費等が処分基準価格を上回る場合は、差額を補助金として支給する。（公募要項に要件として記載）

(2) 土地の譲渡に関する仮契約を締結（令和5年4月28日）

第 96 回市議会定例会提出議案

(R 5. 5. 23 告示)

議案等	議案名	内 容	提案説明者
議案第39号	西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	新型コロナウイルス感染症対応に係る所要の改正	総務部長
議案第40号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正	〃
議案第41号	西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	課税証明書のコンビニ交付導入に伴う所要の改正	〃
議案第42号	令和5年度西脇市一般会計補正予算(第2号)	所要の補正	都市経営部長
議案第43号	令和5年度西脇市介護保険特別会計補正予算(第1号)	所要の補正	〃
議案第44号	令和5年度西脇市水道事業会計補正予算(第1号)	所要の補正	建設水道部長
議案第45号	人権擁護委員の候補者の推薦について	任期満了に伴う委員候補者の推薦	市 長
議案第46号	財産(企業誘致事業用地)の無償譲渡について	企業誘致に当たり、企業誘致事業用地を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。	産業活力再生部長
報告第1号	令和4年度西脇市一般会計繰越明許費の繰越しについて	地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越の報告	—
報告第2号	令和4年度西脇市下水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて	地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告	—
報告第3号	令和5年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告	—
報告第4号	令和5年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告	—
報告第5号	令和5年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告	—

第 96 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容
一般会計(第2号)	21,075,973	104,838	21,180,811	鉄道利用促進事業 413 一般コミュニティ助成事業 5,000 地区からのまちづくり事業 3,333 コミュニティセンター管理事業 400 社会保障・税番号制度システム整備事業 187 生活困窮者自立支援事業 2,500 障害者グループホーム新規開設推進事業 1,107 福祉センター維持管理運営事業 360 子ども・子育て支援事業 687 生活保護法施行事務経費 2,506 中小事業者物価高騰対策事業 59,700 新庁舎周辺地域整備事業 20,000 観光一般事務経費 565 産業観光推進事業 5,080 地域防災組織育成助成事業 2,000 リーディングDXスクール事業 1,000 合 計 104,838 (財源内訳) 特定財源 84,811 一般財源所要額 20,027
【債務負担行為の追加】				
こども計画等策定業務委託料		R 6	8,600千円	

特別会計	10,860,112	47,198	10,907,310	
介護保険特別会計(第1号)	5,045,735	47,198	5,092,933	国県支出金等返納事業

【企業会計】				
水道事業会計(第1号)				
普通財産(土地)の処分に係る所要の補正(特別利益等)				

委員会提出議案第4号

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和5年5月30日

(理由)

議会報告会の在り方を見直し、市民の声をさらに議会活動に反映させるため。

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例

西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会報告会) 第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議会報告会) 第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を<u>原則として年2回以上</u>開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

西脇市議会基本条例（解説付）の一部改正

西脇市議会基本条例（解説付）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会報告会)</p> <p>第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。</p> <p>2 議会報告会は、議会の審議経過及び議決結果の報告だけでなく、市政全般について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かすものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1 市民参加と情報公開の基本原則の実効性を確保するため、平成22年度から実施している議会報告会に関することを規定し、市民への報告と意見交換を行うことを明文化しています。</p> <p>2 議会報告会に関することは、西脇市議会報告会実施要綱で定めます。</p>	<p>(議会報告会)</p> <p>第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を原則として年2回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。</p> <p>2 議会報告会は、議会の審議経過及び議決結果の報告だけでなく、市政全般について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かすものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1 市民参加と情報公開の基本原則の実効性を確保するため、平成22年度から実施している議会報告会に関することを規定し、市民への報告と意見交換を行うことを明文化しています。</p> <p>2 議会報告会に関することは、西脇市議会報告会実施要綱で定めます。</p>

西脇市議会報告会実施要綱の一部改正

西脇市議会報告会実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>2 開催時期 報告会は、<u>定例会会期中を除き、通年で開催するものとする。</u></p> <p>6 会場等 (1) 各班が担当する<u>団体等</u>は、広報委員会において決定する。 (2) 報告会の日程及び会場については、<u>班の代表者が団体等と協議し決定する。</u></p> <p>8 配布資料 報告会の配布資料は、<u>各班において適宜準備するものとする。</u></p> <p>9 成果・効果報告等 (1) 報告会の成果・効果等の報告は、<u>議会だよりに掲載するものとする。</u> <u>(2) 班会議により重要案件と判断した意見・提案等は、該当する常任委員会に提出するものとする。</u> (削る) (削る) (削る)</p>	<p>2 開催時期 報告会は、<u>3月及び9月定例会終了後、2月以内に開催するものとする。ただし、市議会議員改選の年にあつてはこの限りでない。</u></p> <p>6 会場等 (1) 各班が担当する<u>地区</u>は、広報委員会において決定する。 (2) 報告会の日程及び会場については、<u>班の代表者が自治会等の代表者と協議し決定する。</u></p> <p>8 配布資料 報告会の配布資料は、<u>共通とする。ただし、必要がある場合は、各班において適宜準備することができる。</u></p> <p>9 成果・効果報告等 (1) 報告会の成果・効果等の報告は、<u>報告会終了後、班の代表者が広報委員会委員長に文書により報告するものとする。</u> (2) <u>広報委員会委員長は、前号の報告を取りまとめ、報告書を作成し、議長に提出するものとする。</u> (3) <u>前号の報告書は、議会だより、ホームページ等に掲載するものとする。</u> (4) <u>要望・提言等（議会に関するものを除く。）で、特に議長が必要であると認めるものは、各班の代表者による協議を経て、議長が取りまとめの上、市長に書面で報告するとともに地区区長会代表者へも報告するものとする。</u> (5) <u>前号の報告に対する市長からの回答については、議長において取りまとめ、文書により地区区長会代表者及び報告会開催自治会等に報告するものとする。</u></p>

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。